

(こども未来課所管分)

	設置主体		事業計画						摘要
	名称	所在地	施設種別	工事区分	定員/名	施設名	設置予定地	開設予定	
1	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	C、D、E:改築 F:創設	C、D、E:38 F:51	別府小学校放課後児童クラブC、D、E、F	福岡市城南区別府 6丁目9番1号	R7.3.1	
2	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	D、E:改築F、G:創設	D、E、F:24 G:30	美和台小学校放課後児童クラブD、E、F、G	福岡市東区美和台 2丁目25番1号	R7.3.1	
3	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	A、B、C:改築D:創設	A、B:30 C:34 D:36	百道小学校放課後児童クラブA、B、C、D	福岡市早良区百道 3丁目1番1号	R7.3.1	
4	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	A、B:改築C、D:創設	A、B、C:24 D:30	今津小学校放課後児童クラブA、B、C、D	福岡市西区今津 4808	R7.3.1	
5	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	B、C:改築	B:42 C:39	多々良小学校放課後児童クラブB、C	福岡市東区多々良 1丁目56番1号	R7.3.1	
6	福岡市	福岡市	放課後児童クラブ	B、C:改築	B:42 C:39	三苫小学校放課後児童クラブB、C	福岡市東区三苫7 丁目2番1号	R7.3.1	
7	大牟田市	大牟田市	放課後児童クラブ	①:改築②:創設	①、②:40	大牟田中央学童保育所①、②	大牟田市笹林町1 丁目1番地2	R7.1.4	
8	飯塚市	飯塚市	放課後児童クラブ	大規模修繕	41	飯塚東児童クラブ	飯塚市下三緒54番 地	R7.1.1	
9	八女市	八女市	放課後児童クラブ	1,2,3:改築	1, 2, 3:40	見崎校区義務教育学区第1、2、3学童保育所	八女市大籠317番 地	R7.4.1	
10	行橋市	行橋市	放課後児童クラブ	大規模修繕	50	今川小児童クラブ	行橋市大字宝山 857	R6.10.1	
11	行橋市	行橋市	放課後児童クラブ	大規模修繕	60	延永小児童クラブ	行橋市大字上津熊 135	R6.10.1	
12	小郡市	小郡市	放課後児童クラブ	第1、2:改築	第1、2:45	大原校区第1、2学童保育所	小郡市大保1394番 地	R7.3.1	
13	小郡市	小郡市	放課後児童クラブ	第3、4:大規模修繕	第3:38 第4:41	三国校区第3、4学童保育所	小郡市力武1012番 地	R6.10.1	
14	春日市	春日市	放課後児童クラブ	A、B:大規模修繕	A:39 B:36	すまいるクラブA、B	福岡県春日市白 水ヶ丘1-100	R7.4.1	
15	春日市	春日市	放課後児童クラブ	A、B:大規模修繕	A:43 B:34	あおぞらクラブA、B	福岡県春日市岡本 1-35	R7.4.1	
16	春日市	春日市	放課後児童クラブ	A、B:大規模修繕	A:40 B:35	ひまわりクラブA、B	福岡県春日市大谷 4-1	R7.4.1	
17	春日市	春日市	放課後児童クラブ	A、B:大規模修繕	A:42 B:26	さくらクラブA、B	福岡県春日市春日 8-100	R7.4.1	
18	春日市	春日市	放課後児童クラブ	A、B:大規模修繕	A:43 B:34	なかよしクラブA、B	福岡県春日市若葉 台東1-51	R7.4.1	
19	春日市	春日市	放課後児童クラブ	A、B:大規模修繕	A:43 B:34	つくしんぼクラブA、B	福岡県春日市春日 公園4-1-1	R7.4.1	
20	春日市	春日市	放課後児童クラブ	A、B:大規模修繕	A:44 B:35	たいようクラブA、B	福岡県春日市春日 原南町4-37-1	R7.4.1	
21	太宰府市	太宰府市	放課後児童クラブ	第三:創設四:改築	第三、四:40	太宰府東第三、四学童保育所(仮称)	太宰府市大佐野4 丁目6番30号	R7.4.1	
22	太宰府市	太宰府市	放課後児童クラブ	第三:創設四:改築	第三、四:40	太宰府西第三学童保育所(仮称)	太宰府市青山3丁 目4番2号	R7.4.1	
23	朝倉市	朝倉市	放課後児童クラブ	大規模修繕	54	甘木学童保育所	朝倉市甘木1937 番地1	R7.4.1	
24	篠栗町	篠栗町	放課後児童クラブ	4:改築5:創設	4:40 5:30	たけのこ児童クラブ4、5	福岡県糟屋郡篠栗 町大字尾仲709番 地5	R7.4.1	
25	篠栗町	篠栗町	放課後児童クラブ	2:改築3:創設	2, 3:30	やまばと児童クラブ2、3	福岡県糟屋郡篠栗 町中央3丁目5082- 1	R7.4.1	
26	芦屋町	芦屋町	放課後児童クラブ	A、B:大規模修繕	各35	山鹿小学校学童クラブA、B	芦屋町山鹿2862番 地	R7.1.1	

1 摘要に、新設法人と記載しているものは、設立準備会の名称、役員就任予定者及び運営主体の名称(設立主体と運営主体が異なる場合)を別表1に記載している。
2 記載の順番は、設置主体の名称の五十音順とする。